

熊谷市内で住所を異動されたときの手続

熊谷市内で転居されたときの主な手続のチェックリストです。

分類	種類	手続が必要な方	手続に必要なもの等	担当窓口
総合窓口	転居届 転居日から14日以内	必ず窓口での手続が必要 (本人又は同一世帯員、 代理人)	<input type="checkbox"/> 本人確認書類 <input type="checkbox"/> (代理人の場合は) 委任状 (又は代理人選任届) <input type="checkbox"/> 個人番号カード (もしくは住基カード) ※外国籍の方は在留カード又は特別永住者証明書 が必要です。	本庁舎1階 市民課 (内線229・ 269) 各行政センター
	印鑑登録	印鑑登録をしている方	※引き続き同じ印鑑登録証が使用できます。	
国民健康保険	国民健康保険 転居日から14日以内	国民健康保険に加入して いる方 ※転出届と併せて手続できます。	<input type="checkbox"/> 国民健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 本人確認書類 (個人番号カード等) <input type="checkbox"/> (代理人の場合は) 委任状	本庁舎1階 保険年金課 (内線279・ 248・379) 各行政センター
後期高齢者医療	後期高齢者医療 転居日から14日以内	後期高齢者医療に加入し ている方 ※転居届と併せて手続できます。	<input type="checkbox"/> 後期高齢者医療被保険者証 <input type="checkbox"/> 本人確認書類 (個人番号カード等) <input type="checkbox"/> (代理人の場合は) 委任状	本庁舎1階 保険年金課 (内線278・ 302) 各行政センター
国民年金	国民年金 (加入者)	国民年金第1号被保険者、 任意加入被保険者	住民異動手続をすると年金登録住所も連動して変わります ので、原則手続不要です。ただし、届出が必要な場合 もありますので詳しくは熊谷年金事務所へお問合せくだ さい。	本庁舎1階 保険年金課 (内線277) 各行政センター 熊谷年金事務所 (TEL522- 5012)
	国民年金 (受給者)	国民年金を受給して いる方		
赤ちゃん・こども	児童手当	児童手当を受給して いる方	世帯全員が転居し、児童手当受給者の養育状況に変更が ない場合は、手続不要です。 ※転居により、世帯構成が変更になる場合など、別途書 類が必要となる場合があります。上記以外の場合は、 右記へお問合せください。 ※受給者が公務員の場合は、勤務先へお問合せくださ い。	本庁舎4階 こども課 (内線289・ 292・372・ 523) 各行政センター
	児童扶養手当	児童扶養手当を受給して いる方	<input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書 <input type="checkbox"/> 本人確認書類 ※転居により、世帯構成が変更になる場合など、別途書 類が必要となる場合がありますので、右記へお問合せ ください。	

熊谷市内で住所を異動されたときの手續

熊谷市内で転居されたときの主な手續のチェックリストです。

分類	種類	手續が必要な方	手續に必要なもの等	担当窓口
赤ちゃん・こども	こども医療費	こども医療費を受給している方	【世帯全員が転居する場合】 <input type="checkbox"/> 受給資格証 <input type="checkbox"/> 本人確認書類 ※受給者本人以外の転居であっても、世帯構成が変更になる際には、別途書類が必要となる場合がありますので、右記までお問合せください。	本庁舎4階 こども課 (内線289・ 292・372・ 523) 各行政センター
	遺児手当	遺児手当を受給している方 父もしくは母又は父母がともに死亡している中学3年生までのこどもを養育している方	右記へお問合せください。	
	ひとり親家庭等医療費	ひとり親家庭等医療費を受給している方	<input type="checkbox"/> 受給者証 <input type="checkbox"/> 本人確認書類 ※受給者本人以外の転居であっても、世帯構成が変更になる際には、別途書類が必要となる場合がありますので、右記へお問合せください。	
	保育所、認定こども園等 児童クラブ	施設に入所（入室）中の方、又は入所（入室）希望の方	右記へお問合せください。	本庁舎4階 保育課 (保育：内線 433、570 学童：内線 296)
	私立幼稚園 認可外保育施設等	施設に入所（入室）中の方、又は入所（入室）希望の方	幼児教育・保育の無償化（子育てのための施設等利用給付）の認定を受けている（又は申請中）の方は、右記へお問合せください。	本庁舎4階 保育課 (内線433、 570)
	養育医療	養育医療の給付を受けている方	<input type="checkbox"/> 養育医療券 <input type="checkbox"/> 印鑑	母子健康センター (TEL048- 525-2722)
	育英資金 入学準備金	現在、貸付を受けている方、返済をしている方又はその保証人で、住所等が変更になった方	右記へお問合せください。	本庁舎6階 教育総務課 (内線382)
	就学援助費	就学援助費を受給している方		
小学校・中学校の 転校	転居により、学校が変更になる方	転居届の際に市民課窓口で転入学通知を発行します。転入学通知を転校先の学校へ提出してください。引き続き、転居前の学校へ通学を希望する場合は、右記へお問合せください。	本庁舎6階 学校教育課 (内線385)	

熊谷市内で住所を異動されたときの手続

熊谷市内で転居されたときの主な手続のチェックリストです。

分類	種類	手続が必要な方	手続に必要なもの等	担当窓口
高齢者	介護保険	介護保険被保険者証の交付を受けている方	<input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 介護保険負担割合証（お持ちの方のみ） <input type="checkbox"/> 各種減額証（お持ちの方のみ）	本庁舎1階 長寿いきがい課 （内線217・451） 各行政センター
	あんしんコール	左記のサービスを利用している方	右記へお問合せください。	本庁舎1階 長寿いきがい課 （内線272・280・290） 各行政センター
	徘徊高齢者探索サービス	左記のサービスを利用している方		
	在宅ねたきり老人等介護者手当	左記の手当を受給している方、又はねたきりご本人		
	その他高齢者福祉サービス	高齢者福祉サービスを利用している方、又は利用したい方		
身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳	手帳の交付を受けている方	<input type="checkbox"/> 該当する手帳 <input type="checkbox"/> 個人番号が確認できる個人番号カード等		
障害者	障害福祉サービス	障害福祉サービスを利用している方、又は利用したい方	右記へお問合せください。	本庁舎1階 障害福祉課 （内線489・530）
	重度心身障害者医療	重度心身障害者医療費（障害者医療）の支給を受けている方 ※その他障害者関係の助成制度を受けている方は、右記へお問合せください。	<input type="checkbox"/> 重度心身障害者医療費受給者証	本庁舎1階 障害福祉課 （内線287・291） 各行政センター
	特別児童扶養手当	特別児童扶養手当の交付を受けている方 ※扶養義務者の同居関係変動等により、別途書類が必要になる場合があります。 ※その他障害者関係の手当を受けている方は、右記へお問合せください。	<input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当証書 <input type="checkbox"/> 個人番号が確認できる個人番号カード等 <input type="checkbox"/> 本人確認書類	

転居日から14日以内

熊谷市内で住所を異動されたときの手続

熊谷市内で転居されたときの主な手続のチェックリストです。

分類	種類	手続が必要な方	手続に必要なもの等	担当窓口
その他	飼い犬の登録変更	犬を飼われている方	飼い主の変更、飼い主の住所の変更、飼い犬の所在地の変更があった場合には届出が必要となります。詳しくは右記へお問合せください。	江南庁舎2階 環境推進課 (Tel536-1565) 妻沼行政センター地域振興係
	農業集落排水施設	農業集落排水施設を使用していた方、又は転居先で新たに農業集落排水施設を使用する方	右記へお問合せください。	水道庁舎1階 経営課 (Tel520-4132)
	公共下水道	公共下水道を使用していた(する)方で、井戸水等の水を使用していた(する)方	右記へお問合せください。	水道庁舎1階 経営課 (Tel520-4132)
	水道	今後水道を使用しない方、又は転居先で新たに水道を使用する方	右記へお問合せください。	水道庁舎1階 経営課 (Tel520-4132)
	浄化槽	今後浄化槽を使用しない方、又は転居先で新たに浄化槽を使用する方	右記へお問合せください。	江南庁舎2階 環境推進課 (Tel536-1570) 妻沼行政センター地域振興係

※各週月曜日、連休明け、3月下旬から4月上旬は、窓口が大変混雑いたします。

諸手続に相当時間がかかる場合もありますので御了承ください。

※熊谷市役所 Tel048-524-1111(代) 大里行政センター Tel0493-39-0311(代)
妻沼行政センター Tel048-588-1321(代) 江南行政センター Tel048-536-1521(代)